

内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
防衛大臣 稲田 朋美 様 各党党首（代表）  
大手一般新聞社・マスコミ関連

国際婦人年連絡会

世話人 實生 律子  
紙谷 雅子  
大倉多美子

## 「駆けつけ警護」閣議決定に抗議し、自衛隊の南スーダンからの即時撤退 を求めます

安倍内閣は 11 月 15 日、南スーダン国連平和維持活動（PKO）に派遣の陸上自衛隊に、「安全保障関連法」に基づく「駆けつけ警護」の新任務を付与する実施計画を閣議決定し、20 日に陸上自衛隊 11 次派遣隊の先発隊が青森空港から派遣されました。

新任務は、銃による威嚇や警告射撃が認められ、多国籍軍と一緒に活動拠点を守る「宿営地の共同防衛」も付与されました。自衛隊の活動地域はジュバ周辺に限定し、新任務の対象範囲も同じ地域としています。

しかし、南スーダンは、事実上の内戦状態にあり、「国連報告書」で 8 月 12 日～10 月 25 日の南スーダン情勢にかかわる内容として、潘基文事務総長は、現地情勢が「カオス（混沌）に陥りつつある」「どん底の淵にある」と分析しています。

このような地域に、武器の使用も認められる自衛隊が派遣されることは極めて危険です。

安倍首相および稲田防衛相は「ジュバは比較的安定している」との情報認識を持っているのですが、「国連報告書」に照らすと、1992 年に定められた PKO 参加の要件は満たされていません。「銃による威嚇や警護射撃」と限定していますが、混乱の中にあつての武器使用が、相手方に「威嚇」「警告」射撃と受け止められるのか大いに疑問です。ほんの些細な出来事も大きな戦いへと発展した事例は数多くあります。

また、安倍首相は「新任務を付加しても撤収は躊躇せず」と述べましたが、銃撃戦になってからでは、速やかな撤退などできるはずがありません。

PKO 参加 5 原則（①紛争当事者間の停戦合意 ②紛争当事者による日本の参加同意 ③中立的立場の遵守 ④以上いずれかが満たされなくなった場合の即時撤退 ⑤武器使用は要員の保護など必要最低限が基本）に立ち戻り、自衛隊は南スーダン PKO から直ちに撤退すべきです。

よって以下のところを求めます

1. 直ちに、「駆けつけ警護 新任務」の閣議決定を撤回すること
1. 国連が「カオス（混沌）」区域と認定した南スーダンからの自衛隊の即時撤退

以上